令和２年３月

神戸大学住吉国際学生宿舎入寮予定者【女子】　各位

神戸大学学務部学生支援課

先日入寮許可書をお送りさせていただきましたが、入寮手続き時の提出書類及びその他連絡事項は下記の通りとなりますので、ご確認願います。

記

【入寮手続き】いずれかの日時で手続きしてください。＊土・日はできません。
日時：令和２年４月９日（木）、４月１０日（金）　9：30～16：30
場所：住吉寮集会室（神戸市東灘区住吉山手7-3-1）
提出するもの
(1)入寮時徴収金　20,000円（退寮時の清掃費等にかかる経費）
(2)入寮届
(3)入寮誓約書
(4)入寮許可書（提示のみ）（スマートフォンによる提示も可）
※手続き終了後、居室の鍵をお渡しします。
都合により上記日時に入寮手続きができない場合は事前に連絡してください。
連絡先：（留　学　生）国際交流課
（留学生以外）学生支援課

【経費の支払いについて】
次の経費の支払い方法については、入寮手続き日にお知らせします。
(1) 寄宿料：月額　4,700円
(2) 共益費：月額　3,300円（2ヶ月毎に居室の水道料金加算）
※6月分より月額6,000円に値上げ予定

・預金口座振替依頼書：入寮手続き時にお渡しします。
※共益費の引落用に使用し、７月分以降手続きが完了した方から自動引落されます。
・共益費支払用封筒：後日、封筒をお渡ししますので４月２４日(金)までに封筒に書かれてある金額を入れて、事務室にてお支払いください

【居室の水道・電気料金】
各居室の水道料金は、2ヶ月毎に共益費に加算して請求します。
各居室の電気料金は、個別に関西電力と手続きをしてください。
【居室の設備】
机、椅子、棚、ベッド（寝具はありませんので、各自で用意してください。）、
ロッカー、エアコン、カーテン、ミニキッチン（ＩＨクッキングヒーター、ミニ冷蔵庫付）、
下足箱、トイレ、インターネットコンセント、ＴＶアンテナコンセント
※洗濯機・乾燥機は各階の洗濯室（共用）にプリペイドカード式の物があります。

【インターネット】
インターネットは、学生寮が数社と契約しており、その他のプロバイダと契約すること

はできません。（契約会社：サンライズ、エフビット）
希望者は、入寮手続時にプロバイダから説明を受けてください。

【荷物の発送】
荷物の発送は、必要最小限とし、４月６日（月）以降に届くようにしてください。
（貴重品（パソコン等）は預かることができません。）
発送先：〒658-0063
神戸市東灘区住吉山手7-3-1
神戸大学住吉国際学生宿舎　○○号室（部屋番号）
○○　○○（本人氏名）
入寮手続き日は、引越しが集中します。
できるだけ必要最低限のお荷物から入居を開始するようご協力ください。

【住吉国際学生宿舎・住吉寮へのアクセス】
阪急電鉄「御影」駅から市バス⑲系統「鴨子ヶ原行」乗車、「赤塚山」下車
阪神電鉄「御影」駅から市バス⑲系統「鴨子ヶ原行」乗車、「赤塚山」下車

【問い合わせ・連絡先】
事務室　078-851-4075　※事務室は住吉寮内にあります。
学生支援課　078-803-5220
国際交流課　078-803-5264

入　　寮　　届

住吉国際学生宿舎

<table>
<tr><td>入寮手続（入寮日）</td><td colspan="3">年　　月　　日　（　　）</td></tr>
<tr><td>学　部・研究科名</td><td>大学院　　学部
研究科</td><td rowspan="2">居室番号</td><td rowspan="2">号室</td></tr>
<tr><td>学　籍　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>携　帯　電　話
メールアドレス</td><td>携帯電話</td><td colspan="2">メールアドレス</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学　生　種　類

（□を塗りつぶす。）
□　→　■</td><td>留学生以外（日本人及び在日外国人）</td><td colspan="2">外　国　人　留　学　生</td></tr>
<tr><td>□　学部学生
□　研究科学生</td><td colspan="2">□　学部学生
□　研究科学生
□　学部（研究生・特別聴講学生）
□　研究科（研究生・特別聴講学生）</td></tr>
<tr><td colspan="4">帰　省　先（家庭所在地）
〒
住所
TEL</td></tr>
<tr><td colspan="4">寄宿料関係書類の送付先（外国人留学生以外）
○原則として、寄宿料関係書類は授業料預金口座振替依頼書に記載していただいた授業料関係書類送付先に送付します。これ以外に送付を希望する場合は、下記の□を塗りつぶしてください。
□　授業料関係書類送付先以外に送付希望（下記に記入）
〒
住所
TEL　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td></tr>
<tr><td colspan="4">緊急の際の連絡先
〒
住所
TEL</td></tr>
</table>

（様式３）

入　寮　誓　約　書

令和　　年　　月　　日

神戸大学長　　殿

平成・令和　　年度入学
学部　　学科
研究科　　課程　　専攻

ふりがな
氏　　名

（〒　　）
現住所

電話　　（　　）

入寮日　　令和　　年　　月　　日

私は、神戸大学学生寮に入寮のうえは、「神戸大学学生寮規則」、「神戸大学学生寮細則」等を遵守し、同寮の秩序を乱さないこと、並びに寄宿料等の経費を所定の期日までに納付することを誓約します。

神戸大学学生寮規則

（趣旨）
第1条　この規則は，神戸大学（以下「本学」という。）に置く学生寮の管理運営ついて必要な事項を定めるものとする。
（学生寮の目的）
第2条　学生寮は，本学の学生に修学上の便宜を供与することを目的とする。
（学生寮の名称）
第3条　本学に置く学生寮は，次のとおりとする。
住吉寮
女子寮
国維寮
住吉国際学生宿舎
白鴎寮
（管理運営責任者等）
第4条　学生寮に管理運営責任者を置き，学長もって充てる。
2　学生寮の管理運営に関する重要事項は，神戸大学学生委員協議会（以下「協議会」という。）において協議する。
（収容定員）
第5条　学生寮の収容定員は，次のとおりとする。
住吉寮　194人
女子寮　78人
国維寮　134人
住吉国際学生宿舎(男子寮)　78人
住吉国際学生宿舎(女子寮)　58人
白鴎寮(男子寮)　192人
白鴎寮(女子寮)　24人
合計　758人
（入寮対象者）
第6条　学生寮に入寮できる者は，本学の学部及び大学院の学生（研究生，聴講生，特別研究学生，特別聴講学生及び科目等履修生を除く。）とする。ただし，外国人留学生に関しては，研究生及び特別聴講学生を入寮対象者に含めるものとする。
（入寮願）
第7条　学生寮に入寮を希望する者は，所定の入寮願に別に定める必要書類を添えて，管理運営責任者に願い出なければならない。
（入寮者の選考及び許可）
第8条　入寮者の選考及び入寮の許可は，別に定める入寮者選考基準により，管理運営責任者が行う。
（入寮許可の取消）
第9条　入寮を許可された者が正当な理由なく所定の期日までに入寮しないとき，又は第7条の規定により提出した書類に虚偽の記載があることが判明したときは，管理運営責任者は，入寮の許可を取り消すものとする。
（入寮の時期）
第10条　入寮の時期は，学年の始めとする。ただし，管理運営責任者が必要と認めたときは，学年の中途において入寮させることができる。
（在寮期間）
第11条　住吉国際学生宿舎を除く学生寮の在寮期間は，原則として当該学生の修業年限の範囲内とする。
2　住吉国際学生宿舎の在寮期間は，2年以内とする。
3　外国人留学生たる研究生，特別聴講学生の在寮期間は，当該学生の在学許可期間内とする。
4　前3項の規定にかかわらず，管理運営責任者が特別の理由があると認めた場合は，協議会の議を経て，在寮期間の延長を許可することができる。
（寄宿料の納付）
第12条　学生寮に入寮した者（以下「寮生」という。）は，所定の寄宿料を，入寮した日の属する月から，退寮した日の属する月までの間，別に定める方法により納付しなければならない。
2　既納の寄宿料は，理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし，寮生が寄宿料を前納している期間中に退寮したときは，当該寮生の申請により，前納している寄宿料のうち，退寮した日の属する月の翌月分以降の寄宿料に相当する額を所定の手続きを経て返還することがある。
（寄宿料の免除）
第13条　寮生が次の各号のいずれかに該当する場合は，当該各号に定める寄宿料の額を免除することができる。
(1) 寮生の死亡により学籍が除かれた場合は，未納の寄宿料全額

(2) 寮生又は当該寮生の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け，納付が著しく困難であると認められる場合は，災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月の範囲内に係る寄宿料の全額
(3) 神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第46条又は第47条により寮生が除籍された場合は，未納の寄宿料全額

2　寮生は，前項第2号の免除を受けようとする場合は，管理運営責任者に必要書類を添えて願い出なければならない。この場合において免除を受ける期間が翌年度にわたるときは，翌年度の当初に改めて当該年度分に係る免除を願い出なければならない。

（経費の負担）

第14条　学生寮における光熱水料等の経費については，寮生が負担しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，住吉国際学生宿舎及び白鴎寮については，光熱水料等の経費の一部を本学が負担するものとしその負担区分については，別に定めるものとする。

3　寮生は，前2項の経費を毎月所定の期日までに納付しなければならない。

（旅行，帰省等の期間中の寄宿料等）

第15条　寄宿料，光熱水料等は，外泊，旅行，帰省等のために在寮していないことがあっても，これを免除しない。

（施設保全の義務等）

第16条　寮生は，宿舎の施設，設備，備品等を常に正常な状態に保全し，快適な環境の保持に努めるとともに，次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 居室を居住以外の目的に使用しないこと。
(2) 施設，設備又は備品に工作を加えないこと。
(3) 防火管理，保健衛生及び災害防止等に努めるとともに，管理運営責任者の指示に従い，これに協力すること。

2　寮生は故意又は過失により，施設，設備若しくは備品を滅失，損傷又は破損したときは，その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（退寮願）

第17条　入寮許可期間満了者及び入寮許可期間の中途において退寮を希望する者は，所定の退寮願を管理運営責任者に事前に提出し，許可を受けなければならない。

2　教学規則第9条第1項に定める春季，夏季又は冬季休業中のみの退寮は認めない。

（退寮措置）

第18条　寮生が次の各号のいずれかに該当するときは，管理運営責任者は，直ちに退寮を命ずるものとする。

(1) 本学学生の身分を失ったとき。
(2) 第11条に規定する在寮期間を経過したとき。

2　寮生が次の各号のいずれかに該当するときは，管理運営責任者は，協議会の議を経て退寮を命ずることができる。

(1) 停学又は懲戒退学の処分を受けたとき。
(2) 休学，留学等が長期にわたるとき。
(3) 第12条に規定する寄宿料又は第14条に規定する経費の納付を3か月を超えて怠り，督促を受けても納付しないとき。
(4) 疾病その他の理由により保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。
(5) 学生寮の風紀又は秩序を乱す行為があったとき。
(6) その他この規則に違反し，学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

3　前項第2号の規定により退寮した者は，休学，留学等の期間が終了したときは，再入寮を願い出ることができる。

（退寮時点検）

第19条　退寮する者は，事前に居室に付属する設備，備品等について管理運営責任者が指定する者の点検を受けなければならない。

（寮生以外の者の宿泊禁止）

第20条　居室には，寮生以外の者を宿泊させてはならない。

（寮規約）

第21条　寮生は，学生寮における共同生活を円滑に行うため，学生寮ごとに自治に関する規約を定めるものとする。

2　前項の規約を定め，又は変更しようとするときは，管理運営責任者の承認を得なければならない。

（事務）

第22条　学生寮に関する事務は，学務部学生支援課において行う。

（規則の改廃）

第23条　この規則の改廃は，協議会の議を経て，学長が行う。

（雑則）

第24条　この規則に定めるもののほか，学生寮の管理運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

神戸大学学生寮細則

（趣旨）

第１条　この細則は，神戸大学学生寮規則（以下「規則」という。）第24条の規程に基づき，学生寮の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（外国人留学生の学生寮）

第２条　規則第６条に規定する外国人留学生の研究生及び特別聴講学生が入寮できる学生寮は，次のとおりとする。

住吉寮，住吉国際学生宿舎，白鴎寮，国維寮

（入寮願の様式及び必要書類）

第３条　規則第７条に規定する入寮願の様式は別紙様式１のとおりとし，必要書類は次のとおりとする。

(1)　家庭状況等調書

(2)　所得証明書等

(3)　理由書（特別の理由がある場合に限る。）（任意様式，Ａ４版）

（入寮者選考基準）

第４条　規則第８条に規定する入寮者選考基準は別紙１及び別紙２のとおりとする。

（入寮許可書）

第５条　入寮を許可したときは，別紙様式２による入寮許可書を交付するものとする。

（入寮手続）

第６条　入寮を許可された者は，指定された日時までに，入寮手続きを行い，別紙様式３による入寮誓約書を提出しなければならない。

（在寮期間の延長）

第７条　規則第１１条第４項に規定する在寮期間の延長を希望する者は，管理運営責任者が指定する期日までに，別紙様式４による入寮許可期間延長願を提出しなければならない。

２　入寮許可期間延長願は，次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合に限り提出することができるものとする。

(1) 学資負担者が死亡し，又は風水害等の災害を受けたことにより経済的困窮が認められる場合。

(2) 学資負担者の勤務先等が倒産し，又は学資負担者が失職し若しくは行方不明となり経済的困窮が認められる場合。

(3) 学資負担者が事故又は疾病により６か月以上の療養が必要のため，経済的困窮が認められる場合。

(4) 外国の交流協定校への留学が修業年限を超えて在学する要因となった場合。

(5) その他，延長が必要と認められる場合。

３　在寮期間の延長は最長１年とし，管理運営責任者が別紙様式５による入寮期間延長許可書を交付して行うものする。

（寄宿料の納入方法）

第８条　規則第12条に規定する寄宿料は,次に定める納入額を本学が指定する指定する銀行へ所定の期日までに納入しなければならない。ただし，やむを得ない事由があると認められる場合は，当該年度内に徴収する寄宿料総額の範囲内で上記以外の納入方法によることができる。

学生寮名	納入額
住吉国際学生宿舎，白鴎寮	月額の3か月分又は1年分
住吉寮，女子寮，国維寮	月額

（寄宿料の免除）

第９条　規則第13条第１項第２号に規定する寄宿料の免除を希望する者は,別紙様式６による寄宿料免除願を提出しなければならない。

２　寄宿料の免除は，管理責任者が別紙様式７による寄宿料免除決定通知書を交付して行うものとする。

（経費の負担区分）

第10条　規則第14条第２項に規定する経費の負担区分は，別表「学生寮における光熱水料等の経費負担区分」の１及び２に掲げるとおりとする。ただし，住吉寮及び女子寮並びに国維寮に関しては，全額入寮した者の負担とする。

（退寮手続）

第11条　規則第17条第１項に規定する退寮願は，別紙様式８のとおりとし，退寮予定日の２週間前までに提出しなければならない。

（退寮命令）

第12条　規則第18条の規定により，管理運営責任者が退寮を命ずるときは，別紙様式９による退寮命令書を交付して行うものとする。

附　則

この規程は，平成25年７月１日から施行する。

令和２年３月

新入寮生各位

神戸大学女子寮寮長

寮自治会費徴収について

女子寮・住吉国際学生宿舎（女子学生）には寮生の共同生活を円滑に行うため、寮生全員が構成員となる女子寮自治会があります。

自治会運営は寮生全員が年に一度支払う自治会費により支えられており、寮生から集めた自治会費は備品の購入等に支出されております。

そこで、入寮手続き時に自治会費を下記のとおり徴収しますので、趣旨をご理解の上ご協力のほどよろしくお願い致します。

記

日　　時：令和２年度　入寮手続き時
場　　所：住吉寮集会室
自治会費：女子寮生　　：　年額　１，０００円
　　住吉国際寮生　：　年額　２，０００円（注）
　　（注）住吉国際寮生の自治会費には休日の浴室清掃費用を含む。
　　※２０２０年度以降の自治会費の徴収については、再度ご連絡いたします。

以上

神戸大学住吉寮・住吉国際学生宿舎　入寮手続会場案内図

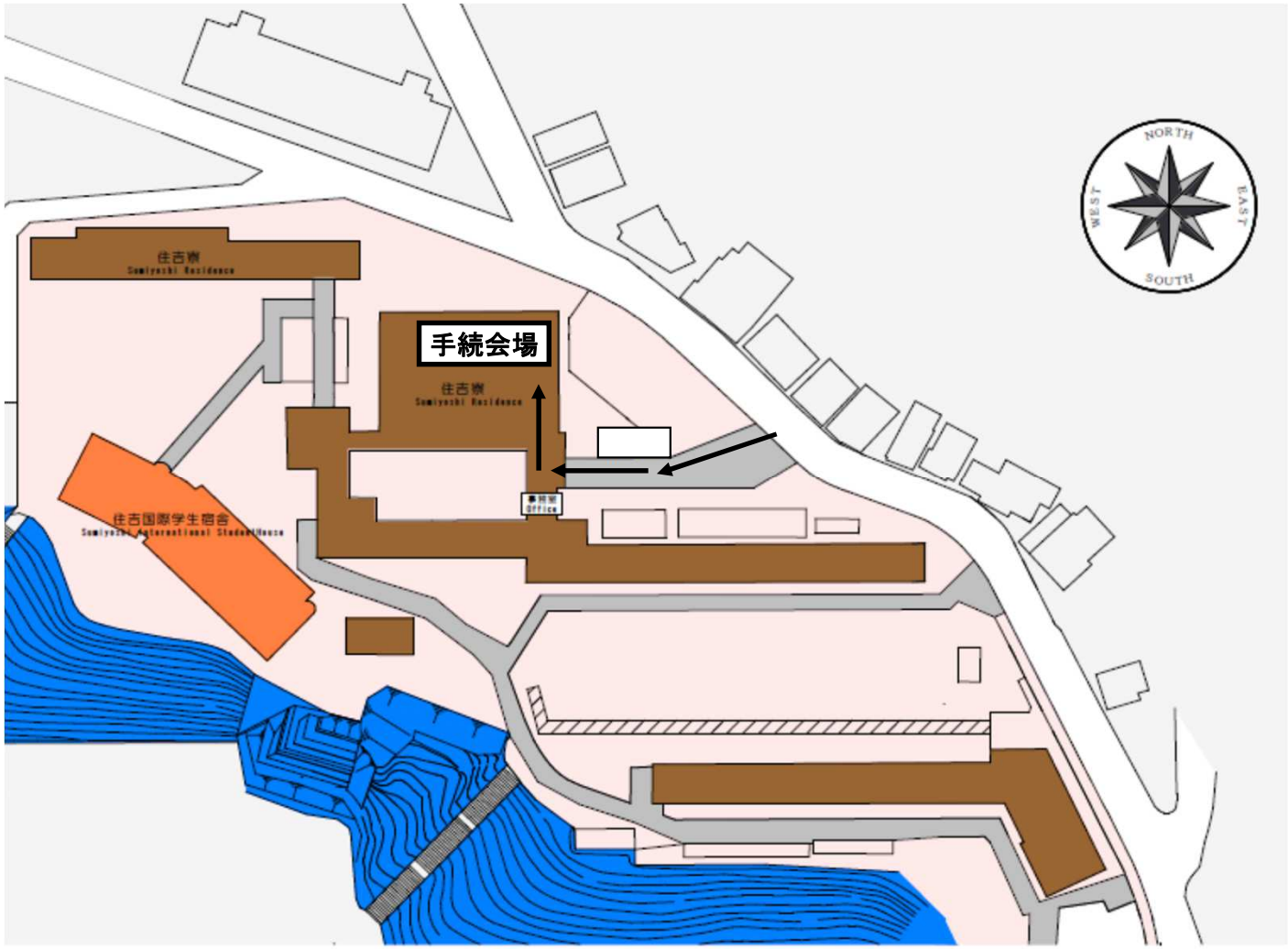

神戸大学 住吉寮 住吉国際学生宿舎

Kobe University Sumiyoshi Residence Sumiyoshi International Student House

MAP

神戸大学
Kobe University

Access Map